第 2 回法哲学演習 2006/04/24

担当者:笠原直樹・貴伝名秀紀

「第二章 一つの大気」(文献:ピーター・シンガー『グローバリゼーションの倫理学』)

## 1. 要約

第二章では、地球温暖化をテーマにそのグローバルな問題の中で、世界が一つであることを認識し、温暖化を防止するために公正に関する原則に基づいて国際的な協調行動をとらなければならないと述べている。

この章では地球温暖化によって世界が一つであると述べている。地球温暖化によって、とるにたらない人間の行為が蓄積することで離れた国に住む人々に影響を与えているのだと認識させられ、国境を越えたグローバルな問題に対処するために、国際的な協調行動が必要であるとされている。先進国と途上国では温暖化に対してできる対処も異なり、また温暖化に対する責任の重さも異なるといえる。

そこで京都議定書などによって、温室効果ガスの排出量を制限する対策などがとられたが、大量の二酸化炭素を排出しているはずのアメリカはそれに合意しなかった。それについて温暖化自体を防ぐためにコストを払うよりも、気温の上昇に適応するためにコストをかけたほうが効率的であると主張もある。

ピーター・シンガーは、より広範囲の、またより平等でもある合意に達しうるために、 先進国にその責任の重さにしたがって重荷を負わせる歴史原則という観点ではなく、過 去を問題にしない公正さという観点から、

- ① 全員に対する平等な割り当て
- ② 最低の状況にいる人々を助ける
- ③ 最大幸福原則

の三つの時間―切断原則を挙げており、アメリカの主張は正当化されないとしている。 中でも政治的妥協に適していて、またグローバルな福祉を増大させるであろうという理 由から②の原則を支持している。さらに排出権取引をすることで排出量の少ない途上国 を助けることにもなり、経済成長の発展にもつながるのであると述べている。

## 2. 引用

「富裕な国は、相当なコストをかければ、これらの変化に対処し、多くの人命を失うことなしにすますことができるかもしれない。」「貧しい国ではそのようなことはできないであろう。」(P.22)

先進国は地球の温暖化の原因である二酸化炭素を多く排出させて自国の経済を発展させることで温暖化に対処する技術力を身につけたといえる。しかし一方で、途上国は対処する能力を持っていないために多くの人命を失う可能性があるといえる。その為に京都議定書などにより温室効果ガスを削減する必要があるという国際的な協調行動がとられている。

「経済分析が明白に示していることは、二酸化炭素の排出を劇的に削減する方が、気温 の上昇に適応するために支払うコストよりもはるかに高くつくだろうということであ る。」(P.29)

京都議定書に対してアメリカは合意しようとはせず、それは温暖化の問題を解決するのではなく遅らせるだけであると主張し、また中には温室効果ガスの排出を削減するために使う資源を世界の途上国への援助にまわすことで経済的に発展させて対処できるようにするほうが効率的であるという主張もある。

「公正さの四つの原則の各々は、とるべき最善のものとして擁護可能であるし、あるいは、これらの内のいくつかを組み合わせて用いることもできる。単純で、したがって政治的妥協に適しているという理由から第二の原則を支持すべきだと私は提案する。第二の原則とは、2050年における国別の人口増加についての国連の予想と関連づけられた、大気のシンクの許許容能力の割り当てに対する人口一人当たりで平等な未来の権原、についての原則である。」(P.55) 「排出権取引によって、ロシアは売却することができる割り当て量を最大化できる誘因を得て、アメリカは同じコストで、経済全体の崩壊を避けるために必要な割り当てを獲得する機会を得る。」(P.58)

本章で温暖化への対処としてピーター・シンガーが主張している部分である。地球温暖化に対しては、一般的に考えられている排出量の高い国に多くの負担を負わせるという歴史的な構成の観点で見るのではなく、世界が一つであることを認識し、一人当りの平等な割り当てという未来を考慮した公正な原則と、また排出量取引が先進国の排出量削減の制約に対して抜け道をもたらすものではなく、大気にとってよりよい結果をもたらすために行われる制度と考えて国際的な協調行動をとらなければならないとしている。

## 3. 論点

- I. 地球温暖化は人間の取るに足らない行為や企業の排出する二酸化炭素などの一見無害な行為から生じてきた問題である。公害などの場合にはその被害を受けた側は原因を作った側に損害賠償を請求することができる。温暖化の場合には被害を受けた側は損害賠償請求などをすることができると考えますか。またできるのならそれは何に対してすべきだと考えますか。
- Ⅱ. 京都議定書などにおける温室効果ガス削減の制限を設けたとしても、それが気候変動問題を完全に解決することは不可能であり温暖化を遅らせるだけであるともいわれている。一方で、そのためにコストをかけるよりも温暖化に適応するためにコストをかけて途上国の発展を援助するほうが効率的だともいえる。なぜ温暖化への国際的な対策は排出の制限をとっていると考えますか。
- Ⅲ. 本章でピーター・シンガーは多くの二酸化炭素を排出してきている先進国の責任を問わない人口一人当りの平等な割り当てによる排出制限を主張しているが、これまでに産業発展してきて温暖化の多くの原因で、また温暖化に対処できる技術力を持つ先進国に関係なく人口で割り当てることは公正であると考えますか。
- IV. 排出量取引を認めることでと途上国の資源の確保にもつながり、排出制限に対処しきれない先進国の経済崩壊を防ぐとされているが、排出量取引を認めることは 先進国の制限を無意味にしてしまわないだろうか。また排出量取引を認めること は排出権が途上国にとっての石油のような存在となり、経済の混乱を招く可能性 もあるかもしれない。そのような可能性もふまえた上で排出量取引は必要である と考えますか。